

資料2

広告規制の見直し等について

資 料 目 次

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1. 広告規制の見直しに関するこれまでの意見 | ・ · · P. 1 |
| 2. 改正医療法における広告規制の見直しの内容 | ・ · · P. 12 |

1. 広告規制の見直しに関するこれまでの意見

広告規制の見直しについて

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

（1）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

①広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 医療機関等が広告可能な事項については、患者・国民の選択を支援する観点から、これを拡大していくことが適当である。
- その際、広告規制の方式としては、現行制度で採用している、客観的で検証可能な事項を広告可能な事項として列挙する方法（ポジティブリスト方式）と、逆に、客観的でない、あるいは検証不可能であるといった、広告が不適当な事項を規定する方法（ネガティブリスト方式）とがある。患者の情報ニーズ、利用者保護の観点、規制の実効性等を考慮した上で、以下の観点を踏まえ、また二つの方法のメリット・デメリットを考慮しつつ、引き続き検討を進め、本年末までに結論を得るものとする。
 - ・ ネガティブリスト方式については、利用者保護という広告規制の趣旨を踏まえ、客観性や検証可能性が確保されているかどうか十分に検証しつつ、ネガティブリストの範囲について検討する。
 - ・ ポジティブリスト方式については、利用者の選択の支援という観点からも、広告できる事項の追加を迅速に行う仕組みの導入や、広告できる内容の不十分さ、硬直性や表現の難解さを改善する方策を検討する。

◆ 医療に関する広告規制に関する考え方・議論の整理

1. 医療に関する広告規制の見直しに当たっての基本的考え方

- 医療に関する広告規制の見直しの検討においては、「中間まとめ」においても記述しているように、

- ① 患者の情報ニーズに応える観点（広告される情報量の拡大）
 - ② 利用者保護を図る観点（広告される情報の質（客觀性）の確保）

という2つの要請を満たす必要があることについて留意する必要がある。

[参考：医療における広告規制の考え方] （第6回医療部会資料より）

医療の性格に起因する次のような問題があるため、医業・医療機関の広告について一定の規制を行い、利用者保護を図ることが必要。

- ① 医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により見る側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいものがある。
 - ② 医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難である。

2. 医療に関する広告規制の各方式の検討

(1) 現行のポジティブリスト方式の問題点

- 現行のポジティブリスト方式は、1.に掲げる医療の性格を踏まえると、広告される情報の質を確保し利用者保護を図るという点は優れているが、新たな追加事項への対応や広告できる内容の不十分さ・硬直性、表現の難解さ等の問題があり、広告される情報の量を拡大し患者の情報ニーズに迅速に応えるという観点から見ると不十分である。

(2) ネガティブリスト方式への転換に係る問題

- ネガティブリスト方式については、広告できる情報の量の拡大の程度は非常に大きいが、一部の例外を除き広告自由となり、行政の関与の余地は少なくなるため、広告できる情報の質（客観性）を確保し利用者保護を図るという観点から見ると不十分である。
- すなわち、「虚偽」や「誇大」に該当するものは、そのような表現でリスト化が可能であるが、必ずしもこれらに該当しないもので、利用者保護の観点から問題があると考えられるものをあらかじめすべて予想してリスト化することは困難である。
- なお、現行のポジティブリスト方式において、広告できる内容を厳格に規制していることとのギャップが非常に大きいため、広告できる事項の急激な拡大に伴う現場（都道府県における規制等）の混乱が生じる。

3. 広告規制の見直しに向けた具体的方策（案）

(1) 新たな広告規制の方式（「包括規定方式」）の導入

- 広告される情報の量を拡大し患者の情報ニーズに応えるという要請と、広告される情報の質（客観性）を確保し利用者保護を図る要請の双方を満たす新たな広告規制の方式として、以下を主な内容とするいわゆる「包括規定方式」を導入することとしてはどうか。

(2) 「包括規定方式」の概要

- 「包括規定方式」においては、現行の告示のように1つ1つの事項を個別に列記するのではなく、一定の性質をもった項目群ごとに、例えば、「〇〇に関する客観的事実」等と規定する。（規定案は、別紙参照。）

- この「包括規定方式」の導入により、現行のポジティブリスト方式に比べ、広告内容に関する厳格さは一定程度緩和されるため、ネガティブリスト方式のメリット（ポジティブリスト方式のデメリット）である広告可能な内容を相当程度拡大することが可能と考えられる。
※ 例えば、平成14年3月の医療部会意見書や、平成16年1月の「医療分野における規制改革に関する検討会報告書」において検討項目として挙げられた事項は、この規定案であれば、（参考）で示すとおり、いずれかの規定に該当し、広告可能ということになる。
- 一方で、「包括規定方式」の規定案においては、各号を「〇〇に関する客観的事実」として規定することで、事実に当たらない「広告する側の主観的判断や評価」を排除するとともに、客観的事実についても一定の制限（別紙のリスト案においては、治療の方法や医師等の専門性について、現行通り、広告できる内容を列記することとしている。）を設けることにより、情報の質（客観性）は確保されるため、利用者保護という現行のポジティブリスト方式のメリットを維持（ネガティブリスト方式のデメリットを克服）することは可能であると考えられる。
- なお、治癒率、術後生存率、患者満足度などの医療の実績情報（アウトカム指標）については、広告可能な事項となりうるよう規定を措置した上で、「中間まとめ」を踏まえ、今後、客観的な評価を可能とするための手法の研究開発等、情報提供の基盤整備を速やかに進め、客観的な評価の仕組みが講じられたものから、段階的に広告できる事項として認めていくこととする。
その際、一定の病院については、その提供する医療の実績情報（アウトカム指標）に関するデータが収集され、客観的な評価を可能とするための手法の研究開発のために活用されるとともに、分析後のデータがこれらの医療機関に還元されるなど、医療の実績情報（アウトカム指標）に関する情報提供の基盤整備のための取組が進むよう、具体的な方策を講じてはどうか。

4. 「包括規定方式」の導入に伴い必要と考えられる措置

(1) 広告規制違反に係る直接罰規定の見直し

- 現行の医療法においては、広告できる事項以外の内容を広告した場合には「6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金」の直接罰が科される。
- 罪刑法定主義の観点から、この直接罰の構成要件を明確にする必要があることから、現行の広告規制におけるポジティブリストは厳格に規定されている。
- 一方で、現行の厳格なポジティブリスト方式に代えて「包括規定方式」を導入した場合には、各事項の規定ぶりが緩やかとなり、罰則の構成要件として妥当なものではなくなると考えられるため、広告規制違反に係る直接罰の見直しについて検討が必要である。
- なお、広告規制における直接罰を見直すに当たっては、罰則に関する以下の基本的考え方を踏まえることが必要である。

〔罰則の適用に関する基本的考え方〕

- ◆ 義務違反に対して罰則を科すことが適當か。
 - 一 法令の目的及び実体上の義務規定の内容等を検討し、罰則が公共の福祉を維持、増進するためには不可欠であることが必要。
- ◆ 罰則の構成要件が明確か。

① 規制の妥当性の観点からの検討

- 医療法においては、広告により患者が不適切な受診へと誘引されてはいけないという観点から、広告可

能な事項を極めて限定的なものとし、それ以外の内容について広告すること自体を、直接罰をもって禁止してきたところである。

- このような直接罰による規制は、「患者保護のために、患者が受けける情報を制限する」という基本的考え方の下では、妥当であったと考えられるが、その一方で、近年は、「患者自身の決定を基本としつつ、患者にきちんと情報が提供されその選択を支援していく」と、患者に対する情報提供に関する基本的考え方が変わってきており、その考え方につれて、当医療部会においても、①都道府県を通じた積極的な情報提供、②広告規制の緩和、③国・地方公共団体の情報提供の責務の創設 等、医療に関する積極的な情報提供の推進について審議が進められている。
 - このような基本的考え方によれば、従来の考え方に基づく規制、つまり、広告できる事項として列記された以外の情報が広告されること自体を直接罰により禁止するという方式を維持することは妥当でなく、直接罰から行政的な関与を基本とした間接罰の枠組みへと改め、患者・国民の選択の支援を図っていくことが、必要であると考えられるがどうか。
- ※ 「間接罰」とは、違法行為に対し、まず、行政指導や行政命令を行った上で、行政命令等への違反があった場合に、それを理由として適用される罰則をいう。これに対し、現行の医療法の広告規制の例のように、違法行為に対し、即時に適用される罰則を「直接罰」と言う。
- ※ 虚偽等の悪質な広告については、直接罰により規制の実効性を担保することも十分意義があると考えられるが、このようなケースについては、一般法（不正競争防止法）により直接罰を科すことができる仕組みとなっている。

(参考：一般法における直接罰の適用について)

- 不正競争防止法においては、
 - ・ 不正の目的をもって役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又は、表示をして役務を提供する行為（不正競争）を行った者
 - ・ 役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者
- に対し、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金（現行の医療法よりも重い量刑）を課している。

② 規制の実効性の観点からの検討

- 現行の直接罰については、現実に適用されているケースがほとんどなく、都道府県は、通常は、違反広告に対して告発ではなく行政指導として対応している。
- これは、現行のポジティブリスト方式において、違反広告に該当するか（直接罰の構成要件を満たすか）について、都道府県等が判断し医療法違反として告発することが難しいことがその理由と考えられ、現行の広告規制違反に係る直接罰が十分な実効性をあげているとは言えない状況にある。
- これに加え、以下の点を踏まえると、直接罰を見直し、間接罰により改善を図る体系へと移行することが規制の実効性の観点からも適当であると考えられるがどうか。
 - ・ 直接罰規定を見直し間接罰へと移行しても、現行制度下における運用と異なるものではなく規制の実効性は確保されると考えられること。
 - ・ 今般の広告規制の見直しにおいては、事後チェック機能を導入することとしており（下記（3）参照。）、虚偽等悪質なもの以外でも問題事例が発生した場合には、適切な行政的対応を図ることができること。
 - ・ 間接罰の場合には、幾度にわたる行政指導を経て罰則が適用されるため、罰則の構成要件が明確となり、都道府県における規制の運用もスムーズとなると考えられることから、規制の実効性が上がる所以

はないかと考えられること。

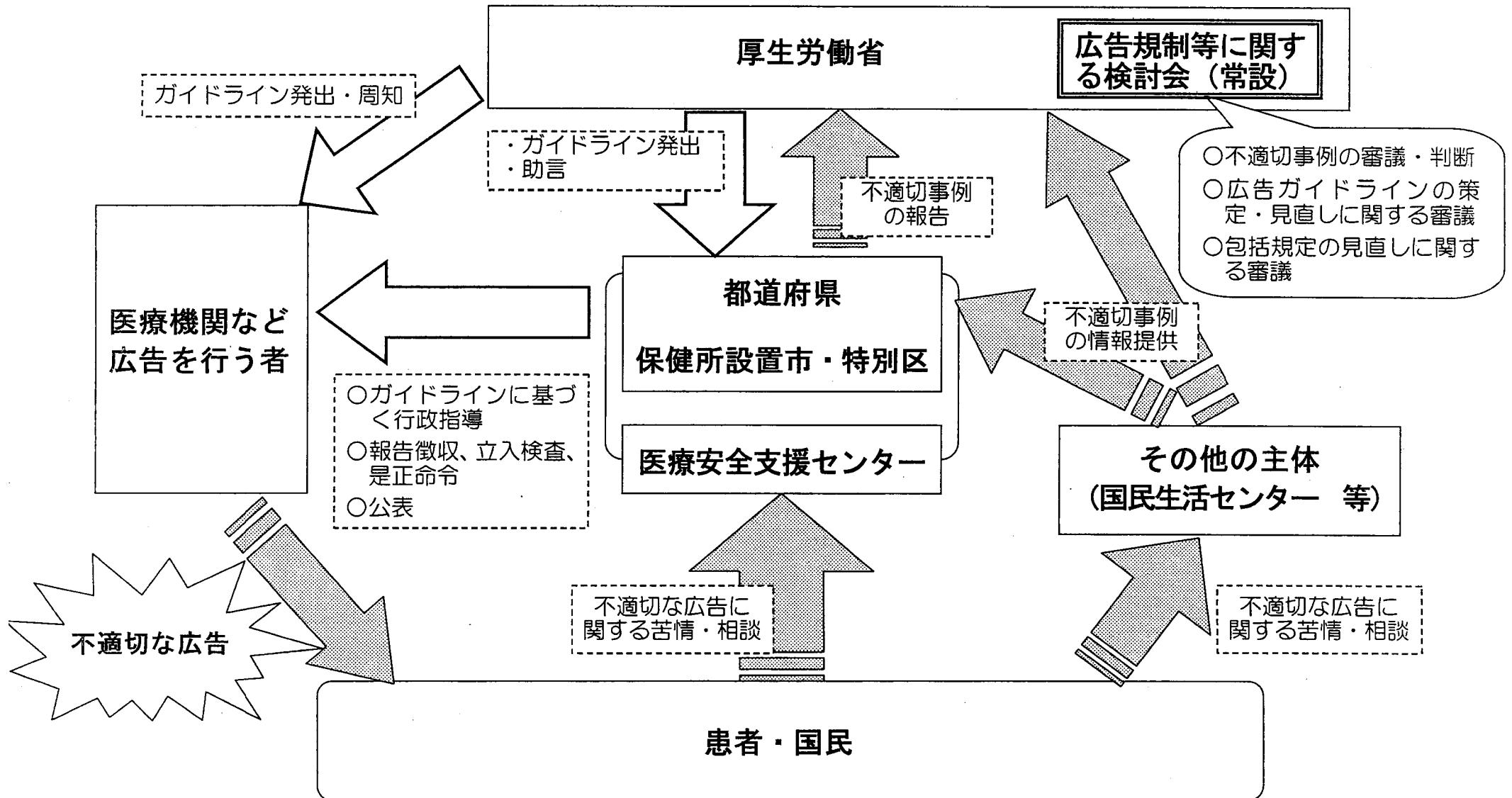
(2) 新たな立入権限の創設

- 直接罰から間接罰への移行に伴い、広告規制違反に対する規制は、医療法第25条による医療機関に対する一般的な立入検査等に限られることになるため、医療機関以外の者が行う広告に対し、一切の規制が行えなくなるという問題が生ずる。
- そのため、医療機関を対象とする第25条とは別に、医療機関以外の者を含めて広告規制に違反した者に対し、①報告徴収、②立入検査・調査・質問、③広告の中止や内容の是正の命令を行なうことができる根拠規定を医療法上新たに設けることとしてはどうか。
- その際、あわせて、都道府県知事が広告の中止や内容の是正の命令を発したときにその事実を公表できる規定も新たに設けることとしてはどうか。

(3) 新たな検討会の立ち上げ等による事後チェック機能の充実

- 包括規定の導入、直接罰の間接罰への見直しに伴い、行政による事前の関与が減少するため、広告規制を実効性あるものとするためにも、実際に広告された内容の客観性等を判断し、包括規定について隨時見直しを行い、改善を図るための事後チェック機能をあわせて整備することが必要ではないか。
- 具体的には、厚生労働省に常設の少人数の検討会を設置し、①広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定等を行い、②包括規定方式の下で広告された不適切な事例について都道府県から報告を受け、その適否を審議して、隨時、広告に関するガイドラインの見直しを行うこととしてはどうか。

広告規制に係る事後チェック機能の概要（イメージ図）



「包括規定方式」におけるリスト（案）

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 政令で定める標榜診療科名
- ③ 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ④ 診療に従事する医師、歯科医師その他の医療に従事する者に関する客観的事実であって、厚生労働大臣が定めるもの（①を除く。）
(注：医師・歯科医師の専門性については、現行制度（医師及び歯科医師の専門性に関して学術団体が認定する資格名）のまととする。)
- ⑤ 法令の規定に基づき、若しくは、国若しくは地方公共団体が行う事業を実施するものとして、指定若しくは承認を受け、又は届出を行った病院若しくは診療所若しくは医師若しくは歯科医師である旨（④を除く。）
- ⑥ 診療日又は診療時間、安全管理の体制、個人情報保護の取組その他の病院又は診療所の管理又は運営に関する客観的事実（⑧、⑨、⑭を除く。）
- ⑦ 入院施設の有無、置かれる人員の状況その他の病院又は診療所の有する施設、設備若しくは人員に関する客観的事実
- ⑧ 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称その他の病院又は診療所の行う医療に係る連携に関する客観的事実
- ⑨ 診療録その他の診療情報の提供、医療に関する相談を受け付ける体制その他の患者への情報提供に関する客観的事実
- ⑩ 病院又は診療所において行われる医療の内容（⑫を除く。）に関する客観的事実（治療の方法については、厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）
〔注：保険診療に関する治療の方法については、その内容が社会保険診療報酬で認められたものに対応していれば、その表現については、点数表と合致することまでは求めず、わかりやすい平易な表現による広告も認める。〕
- ⑪ 平均在院日数、患者数その他の医療の提供の過程又は結果を表す客観的事実であって、客観的な評価が可能なものとして厚生労働大臣が定めるもの
(注：アウトカム指標については、今後の取組により客観的な評価の仕組みが確立されたものから、この規定に基づき、段階的に広告を可能とする。)
- ⑫ 予防接種、治験その他の診療に関連する事業の実施に関する客観的事実
- ⑬ 病院又は診療所が患者に対し提供する役務（医療の内容に関するものを除く。）に関する客観的事実
- ⑭ 病院又は診療所の経営の状況、開設者に関する客観的事実その他の病院又は診療所の経営に関する客観的事実
- ⑮ その他厚生労働大臣の定める事項

参考： 医療部会意見書（平成14年3月）、「医療分野における規制改革に関する検討会報告書」（平成16年1月）
で検討項目として挙げられた事項との関係

★：医療部会意見書

★：医療分野における規制改革に関する検討会報告書

★ その医療機関で働く医療資格者が受けた教育や研修に関する事項

☆ 専門看護師・認定看護師

★ 看護師の専門性に関する事項

☆ スタッフの略歴

★ 看護師等医療スタッフの略歴

☆ 看護実習病院

★ その医療機関が医療資格者の養成所の実習施設であること

★ 検査又は画像診断の方法

★ 医療機器に関する事項

★ その医療機関の施設の写真又は映像

④ 診療に従事する医師、歯科医師その他の医療に従事する者に関する客観的事実であって、厚生労働大臣が定めるもの
(※ 告示で定めることにより広告可能となる。)

⑤ 法令の規定に基づき、若しくは、国若しくは地方公共団体が行う事業を実施するものとして、指定若しくは承認を受け、又は届出を行った病院若しくは診療所若しくは医師若しくは歯科医師である旨

… ⑦ 入院施設の有無、置かれる人員の状況その他の病院又は診療所の有する施設、設備若しくは人員に関する客観的事実

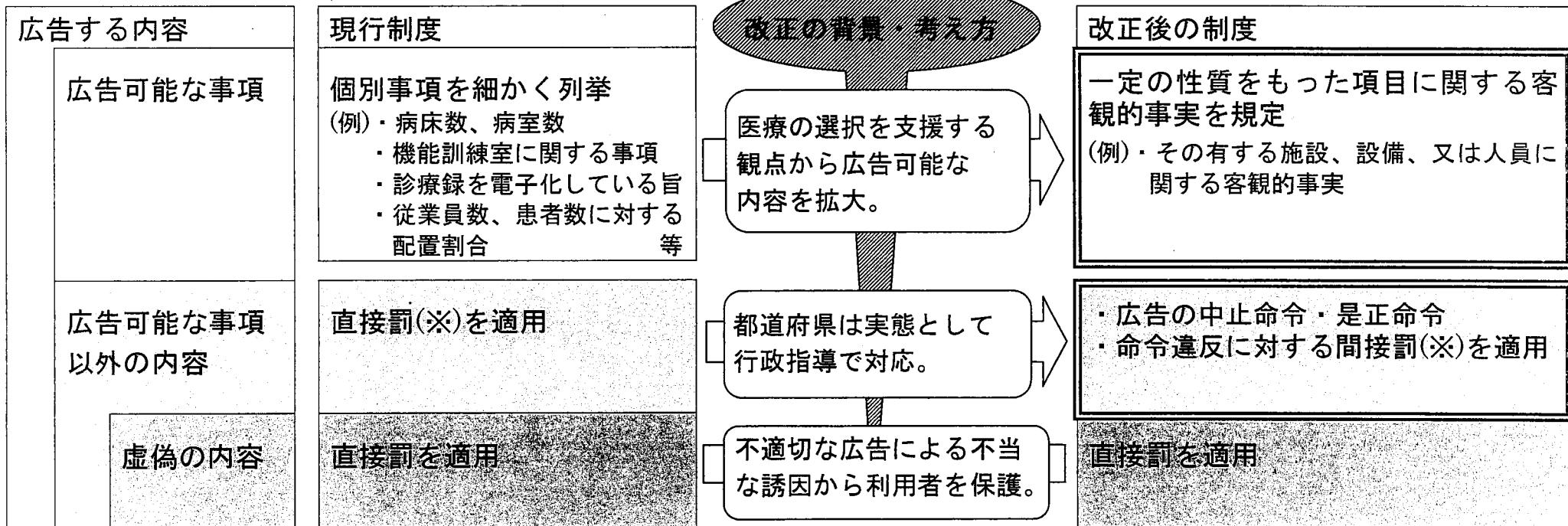
☆★死亡率 … ⑪ 平均在院日数、患者数その他の医療の提供の過程又は結果を表す事実であって、客観的な評価が可能なものとして厚生労働大臣が定めるもの (※ ただし、客観的な評価が確立された後に広告可能となる。)

☆ 院内感染対策に関する事項 … ⑥ 診療日又は診療時間、安全管理の体制、個人情報保護の取組その他の病院又は診療所の管理又は運営に関する客観的事実

2. 改正医療法における広告規制の見直しの内容

広告規制の見直しによる広告可能な事項の拡大（医療法）

- ・ 広告規制制度における広告可能な事項の規定方式について、現行の個別事項を細かく列挙する方式を改め、一定の性質をもった項目群ごとに、「〇〇に関する事項」というように包括的に規定する方式に改める。
⇒広告規制の大幅な緩和
- ・ 広告可能な事項以外の内容を広告した場合の対応について、直接罰方式から間接罰方式へと改める。



※ … 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金。

【緩和される広告の例】

- 医療スタッフの略歴、従事者の受けた研修、専門性
- 提供している診療、治療内容のわかりやすい提示
- 院内感染対策に関する事項
- 医療機器に関する事項

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」第6条の5

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名
- ④ 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
- ⑥ 入院設備の有無、第7条第2項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業員に関する事項
- ⑦ 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- ⑧ 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
- ⑨ 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
- ⑩ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
- ⑪ 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）
- ⑫ 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- ⑬ その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

| 改正医療法上の規定(病院・診療所等) | 現行の広告可能な事項(病院・診療所等) |
|--|--|
| 一 医師又は歯科医師である旨 | 法 一 医師又は歯科医師である旨 |
| 二 診療科名 | 法 二 次条第一項の規定による診療科名 法 三 次条第二項の規定による診療科名 |
| 三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名 | 法 四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 |
| 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無 | 法 六 診療日又は診療時間 告 三十三 予約に基づく診察の実施 告 一 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨 告 二 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨 告 五 労災保険指定病院、労災保険指定診療所、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険二次健診等給付診療所である旨 告 六 母体保護法指定医である旨 告 七 臨床研修指定病院、歯科医師臨床研修指定病院又は歯科医師臨床研修指定診療所である旨 告 八 身体障害者福祉法指定医、更生医療指定病院又は更生医療指定診療所である旨 告 九 精神保健指定医、精神保健指定病院又は応急入院指定病院である旨 告 十 生活保護指定医、生活保護指定歯科医、生活保護指定病院又は生活保護指定診療所である旨 告 十一 結核予防法指定病院又は結核予防法指定診療所である旨 告 十三 養育医療指定病院、養育医療指定診療所、育成医療指定病院又は育成医療指定診療所である旨 告 十五 戦傷病者特別援護法指定病院又は戦傷病者特別援護法指定診療所である旨 告 十七 外国医師臨床修練指定病院又は外国歯科医師臨床修練指定病院である旨 告 十八 原子爆弾被爆者医療指定病院、原子爆弾被爆者医療指定診療所、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院又は原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱診療所である旨 告 十九 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関である旨 告 二十五 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨 |
| 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨 | |

| 改正医療法上の規定(病院・診療所等) | 現行の広告可能な事項(病院・診療所等) |
|---|---|
| 六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項 | 法 七 入院設備の有無 告 四十七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数及び患者数に対するこれらの従業員の配置割合 告 四十八 病床数又は病室数 告 五十六 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に関する事項(医療の内容に関するものを除く。) |
| 七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの人に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの | 法 五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 告 二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨 告 四十五 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別 告 三十四 休日又は夜間における診療の実施 告 四十九 診療録を電子化している旨 告 五十一 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に対する協力体制を確保している旨 告 五十二 当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨 告 五十三 当該医療機関内において症例を検討するための会議を開催している旨 告 五十四 安全管理のための体制を確保している旨 |
| 八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項 | 法 八 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称 告 五十五 共同利用をすることができる医療機器に関する事項 告 五十九 紹介をすることができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称 |
| 九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項 | 法 九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨 告 三十二 当該医療機関の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号 告 五十 入院診療計画を導入している旨 |
| 十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項 | |

| 改正医療法上の規定(病院・診療所等) | 現行の広告可能な事項(病院・診療所等) |
|--|--|
| | 告 十二 救急医療を提供している病院又は診療所である旨 告 十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を行っている旨 |
| | 告 二十 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を行っている旨 |
| 十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。) | 告 二十一 平成五年七月二十八日健医発第八百二十五号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院である旨 |
| | 告 二十二 基本診療料の施設基準等(平成十六年厚生労働省告示第四十九号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨 |
| | 告 二十三 特掲診療科の施設基準等(平成十六年厚生労働省告示第五十号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨 |
| | 告 二十四 入院時食事療養の基準等(平成六年厚生省告示第二百三十八号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨 |
| | 告 二十七 実施している治療の方法(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号)に規定するものに限る。) |
| | 告 三十五 往診の実施 |
| | 告 三十六 在宅医療の実施 |
| | 告 三十七 訪問看護に関する事項 |
| | 告 四十一 健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成六年厚生省告示第二百三十六号)又は老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年厚生省告示第二百五十一号)に規定する療養の実施 |

| 改正医療法上の規定(病院・診療所等) | 現行の広告可能な事項(病院・診療所等) |
|--|---|
| <p>十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者の数又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして<u>厚生労働大臣が定めるもの</u></p> | <p>二十八 当該医療機関で行われた手術の件数(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定するものに限る。) 告二十九 当該医療機関で行われた分べんの件数 告三十 平均在院日数 告四十六 患者数 告六十三 平均病床利用率</p> |
| <p>十三 その他前各号に掲げる事項のほか、これらに準ずるものとして<u>厚生労働大臣が定める事項</u></p> | <p>法十一 その他厚生労働大臣の定める事項 告三 船員保険病院又は船員保険診療所である旨 告四 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨 告十六 公害医療機関である旨 告三十八 健康診査の実施 告三十九 保健指導又は健康相談の実施 告四十 予防接種の実施 告四十二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第七項に規定する治験に関する事項 告五十八 介護老人保健施設又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる業務を専ら行うための施設であつて、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称 告四十三 費用の支払方法又は領収に関する事項 告四十四 入院患者に対して当該医療機関が提供する役務(医療の内容に関するものを除く。)及びそれに要する費用 告五十七 対応することができる言語 告六十 当該医療機関の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類 告六十一 駐車設備に関する事項 告六十二 理事長の略歴、年齢及び性別 告六十四 外部監査を受けている旨 告三十一 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。) 告六十五 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨 告六十六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項</p> |

| 改正後の医療法上の規定(助産所等) | 現行の広告可能な事項(助産所等) |
|--|---|
| 一 助産師である旨 | 法 一 助産師である旨 |
| 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名 | 法 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 |
| 三 就業の日時及び予約に基づく業務の実施の有無 | 法 四 就業の日時 告 六 予約に基づく業務の実施 |
| 四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項 | 法 五 入所施設の有無 |
| 五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして <u>厚生労働大臣が定めるもの</u> | 法 三 常時業務に従事する助産師の氏名 告 四 助産師の略歴及び年齢 |
| 六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項 | 告 七 休日又は夜間における業務の実施 告 十五 安全管理のための体制を確保している旨 |
| 七 第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項 | |
| 八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報提供に関する事項 | 法 六 助産録に係る情報を提供することができる旨 告 五 当該助産所の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号 |

| 改正後の医療法上の規定(助産所等) | 現行の広告可能な事項(助産所等) |
|--|--|
| | 法 八 その他厚生労働大臣の定める事項 告 一 生活保護指定助産所 告 二 受胎調節実地指導員 告 八 分べんの介助の実施 告 九 自宅分べんの介助の実施 告 十 保健指導の実施 告 十一 訪問指導の実施 告 十二 健康検査の実施 |
| <u>九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項</u> | |
| | 告 三 当該助産所で行われた分娩の件数 告 十四 妊産婦数及びじょく婦数 告 十三 費用の支払方法又は領収に関する事項 告 十六 対応することができる言語 告 十七 当該助産所の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類 告 十八 駐車設備に関する事項 告 十九 理事長の略歴、年齢及び性別 告 二十 外部監査を受けている旨 告 二十一 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録期間に登録している旨 |